

「公印省略」

23 福介連育第 145 号

平成 23 年 9 月 13 日

指定地域密着型（介護予防）サービス事業者 各位

福岡県介護保険広域連合事業課長  
（育成指導係）

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて

平素より、介護保険制度の適切な運営にご協力いただき誠に感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

東日本大震災に係る長期避難世帯の該当市町村が、平成 23 年 3 月 11 日に遡って訂正されております。つきましては、その取扱いについて別添をご確認のうえ対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて

計4枚（本紙を除く）

Vol.233

平成23年8月29日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)  
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡  
平成 23 年 8 月 29 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

### 東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者に係る利用料等及び保険料の減免の取扱いについては、利用料等又は保険料の減免を行った場合の財政支援の対象としているところです。

今般、岩手県から別添のとおり公示され、長期避難世帯の該当市町村が平成 23 年 3 月 11 日に遡って訂正されましたので、管内市町村、サービス事業所等において下記のとおり適切な取扱いがなされるよう、御配慮願います。

#### 記

##### 1 利用料等について

長期避難世帯の認定の取消しにより、「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成 23 年 5 月 16 日付け老介発 0516 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において定める、財政支援の対象となる利用料等の免除の要件を、いずれも満たさないこととなる被保険者（以下この項において「利用料等免除非該当被保険者」という。）については、平成 23 年 8 月 31 日までの間は、利用料等を免除することが適当であること。

ただし、岩手県釜石市、大槌町及び久慈広域連合の運営する介護保険において、利用料等免除非該当被保険者に対して平成 23 年 8 月 31 日までの間に行った利用料等の免除については、「平成 23 年度介護保険災害臨時特例補助金の国庫補助について」（平成 23 年 6 月 30 日付け厚生労働省発老 0630 第 3 号厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）に基づく財政支援の対象とはしないこと。

また、利用料等免除非該当被保険者に対しては、平成 23 年 9 月以降に利用料等の免除を行ったとしても、次官通知に基づく財政支援の対象とはならな

いことから、平成23年8月中に免除証明書等の返還を求めること。

## 2 保険料について

長期避難世帯の認定の取消しにより、「平成23年度介護保険災害臨時特例補助金における第一号保険料の減免措置に係る国庫補助額の算定基準について」（平成23年6月30日付け老介発0630第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知。以下「課長通知」という。）において定める、財政支援の対象となる保険料の減免の要件を、いずれも満たさないこととなる被保険者（以下この項において「保険料免除非該当被保険者」という。）に対して、これまで免除した保険料については、月割りにより算定した平成23年3月分から8月分までの保険料（平成22年度相当分保険料の1ヶ月分及び平成23年度相当分保険料の5ヶ月分）は、課長通知に規定する「長期避難世帯」として、課長通知に基づく財政支援の対象とするが、月割りにより算定した同年9月分以降の保険料（平成23年度相当分保険料の7ヶ月分）は、課長通知に基づく財政支援の対象とはしないこと。

ただし、岩手県釜石市、大槌町及び久慈広域連合の運営する介護保険において、保険料免除非該当被保険者に対してこれまで減免した保険料については、平成23年3月分から8月分までについても、保険料に関する課長通知に基づく財政支援の対象とはしないこと。

## 正 誤

平成23年5月31日付け岩手県報第11068号被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定（平成23年岩手県告示第359号）

誤	正
釜石市大渡町一丁目、大町一丁目から大町三丁目まで、大只越町一丁目、大只越町二丁目、只越町一丁目から只越町三丁目まで、天神町、浜町一丁目から浜町三丁目まで、東前町、魚河岸、新浜町一丁目、新浜町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、松原町一丁目から松原町三丁目まで、嬉石町一丁目から嬉石町三丁目まで、大平町四丁目、大字釜石第14地割、大字平田第1地割及び第3地割から第9地割まで、両石町第1地割から第5地割まで、鶉住居町第7地割から第28地割まで、箱崎町第1地割から第11地割まで及び第13地割、片岸町第1地割及び第3地割から第10地割まで並びに唐丹町	釜石市大渡町一丁目、大町一丁目から大町三丁目まで、只越町一丁目から只越町三丁目まで、浜町一丁目、魚河岸、港町一丁目、港町二丁目、松原町三丁目、嬉石町二丁目、大平町四丁目、両石町第1地割及び第2地割、鶉住居町第8地割から第11地割まで、第14地割から第24地割まで及び第28地割、箱崎町第8地割から第10地割まで、片岸町第1地割、第3地割から第7地割まで及び第10地割並びに唐丹町字本郷
上閉伊郡大槌町大槌第14地割、第16地割及び第21地割から第24地割まで、小槌第26地割から第28地割まで、吉里々々第7地割、第8地割、第11地割及び第14地割、上町、本町、末広町、新町、大町、須賀町、栄町、安渡一丁目から安渡三丁目まで、港町、赤浜一丁目、赤浜二丁目、吉里吉里一丁目から吉里吉里三丁目まで、新港町並びに大ケロー一丁目	上閉伊郡大槌町新町、大町、須賀町、栄町、港町及び新港町
九戸郡野田村大字野田第11地割、第16地割から第19地割まで及び第29地割	九戸郡野田村大字野田第11地割、第17地割から第19地割まで及び第29地割

正 誤

平成23年7月1日付け岩手県報第11077号被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定（平成23年岩手県告示第417号）

誤	正
釜石市鈴子町、大渡町二丁目、大渡町三丁目、大平町三丁目、駒木町、鶉住居町第29地割、箱崎町第12地割及び片岸町第2地割	釜石市大渡町二丁目